

広島市医師会
第238号
平成25年10月28日

医療機関の長様

広島市医師会
会長 松村 誠
(学校医部)

平成25年度のインフルエンザによる学校の臨時休業の目安について（お知らせ）

平素より、当会の学校保健活動をはじめ諸事業へのご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、統一的な目安（基準）が必要と考え、医学的知見に基づき、平成21年9月に広島市・安佐・安芸地区の三医師会（以下、三医師会という）、広島市教育委員会等と協議し、「臨時休業の目安」を取り決めました。

その後、平成24年4月に文部科学省が学校保健安全法施行規則を改正し、インフルエンザを発症した場合の出席停止期間が見直されたため、昨年、三医師会で標記について再検討し、下記の内容をお知らせいたしました。

つきましては、今年度についても三医師会で検討した結果、昨年度と同様に下記のとおりといたしましたので、お知らせいたします。感染拡大防止のために学校と連携を図るうえで、ご参考にしていただければ幸甚です。

記

【臨時休業の目安（平成24年度と変更なし）】

学級閉鎖	学年閉鎖	学校閉鎖
罹患児童生徒が20～30% とし実態に応じて運用 (3日間程度閉鎖)	同一学年の学級閉鎖が半 数を超えた場合 (4日間程度閉鎖)	学年閉鎖が半数を超えた 場合 (4日間程度閉鎖)